

令和2年度林業事業者等調査

1 調査結果の概要

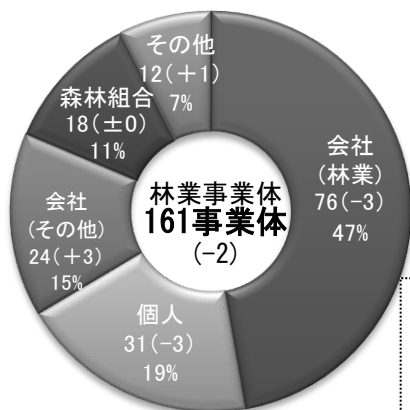
(※括弧内の数字は対前年度比)

- 本県の林業事業者数及び林業就業者数は、事業者数が**161事業者 (-2事業者)**、就業者数が**1,449人(+3人)**となり、平成27年度から減少傾向が続いていたが、就業者数は前年度をわずかに上回った。
- 新規就業者数は**97人(-3人)**となり、前年度から微減した。
- 林業就業者のうち、木材を伐出する**素材生産作業**の従事者は、**939人(+21人)**と前年度より増加した。ここ数年は900人を超える人数で推移しており、その約8割を「会社(林業)」と「森林組合」が占めている。一方、植栽・下刈・除伐・保育間伐等の**造林(保育)作業**の従事者は、**510人(-18人)**と減少した。
- 林業就業者の平均年齢は、**46.9歳(+0.1歳)**と若返りの傾向を維持している。雇用状況を見ると、年間平均就労日数は**192日(±0日)**と通年雇用化が進んでいる。給与支払形態は、日給・出来高給併用の割合が依然として高いものの、月給制の割合が増加傾向にある。

2 図で見る林業労働の現況

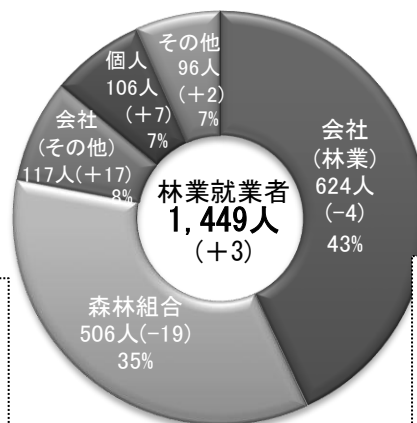
(1) 林業事業者数及び林業就業者数 [図1・図2]

- 令和2年度末の本県の林業事業者数は161事業者。林業就業者数は1,449人。
- 林業就業者数の内訳は、会社(林業)が最も多く、次いで森林組合となっており、この2つで全体の約8割を占めている。



【図1 - 林業事業者の内訳】

・事業協同組合	5
・NPO法人	4
・財産区	2
・市町村	1

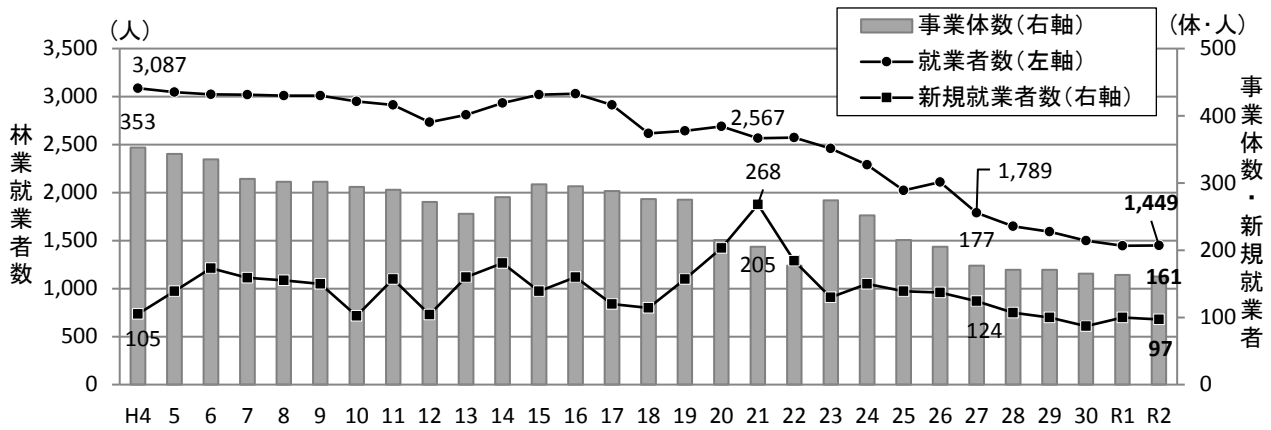


【図2 - 林業就業者の内訳】

・事業協同組合	60
・NPO法人	31
・財産区	3
・市町村	2

(2) 林業事業者数、林業就業者数及び新規就業者数の推移 [図3]

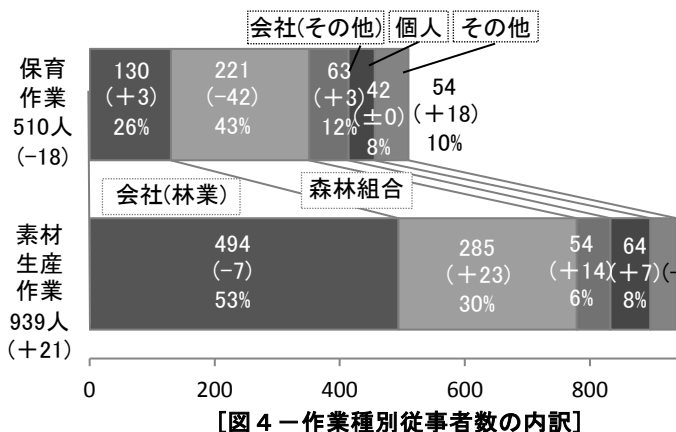
- 林業事業者数は、H4年度の調査開始時から減少傾向が続き、H13年度を底として増加傾向に転じたものの、H22年度から減少傾向が続いている。
- 林業就業者数は、H16年度までは約3,000人で横ばいに推移していたが、そこから減少傾向に転じ、H27年度から2,000人を下回り、減少傾向が続いている。
- 新規就業者数は、H21年度前後にリーマンショックの影響で林業が雇用の受皿となったことで大きく増加して以降、その後は林業就業者数と同様に減少傾向にあるものの、近年は100人前後で推移している。



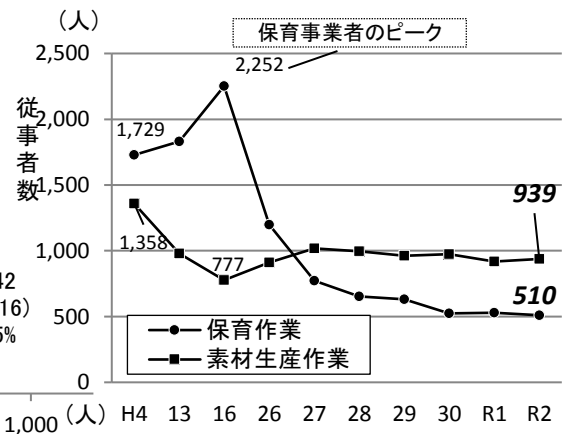
【図3－林業事業体、林業就業者及び新規就業者数の推移】

(3) 造林（保育）作業及び素材生産作業の従事者数の推移 【図4・図5】

- 主に保育作業に従事する者は、保育事業量の減少等に伴いH16年度をピークに減少傾向にあり、H27年度からは素材生産作業従事者の人数を下回っている。
- 一方で、主に素材生産作業に従事する者は、ここ数年は900人を超える人数で推移しており、本県の素材生産活動の着実な実施に貢献している。
- 利用段階を迎えている県内の森林資源を背景に、保育作業から素材生産作業へのシフトが進んでいる。



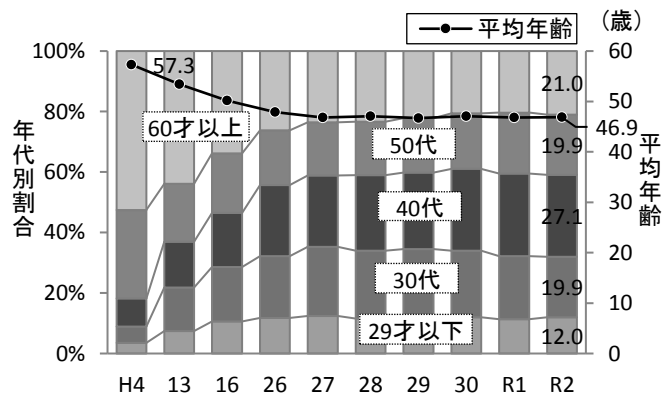
【図4－作業種別従事者数の内訳】



【図5－作業種別従事者数の推移】

(4) 林業就業者の年齢構成の推移 【図6】

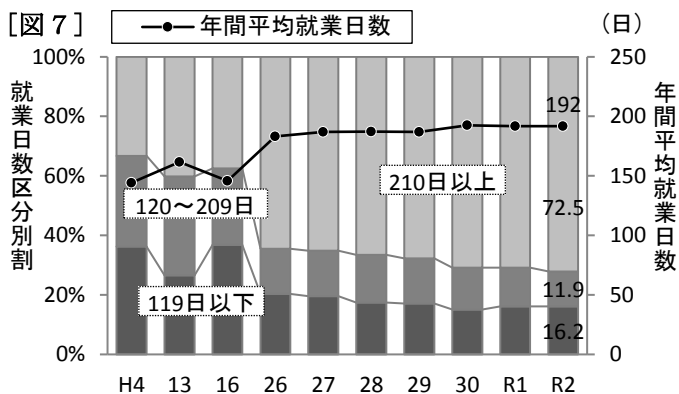
- 林業就業者の平均年齢は46.9歳となり、調査開始時から10歳以上若返っている。
- 林業就業者を年代別にみると、高齢層の減少が続き、ここ数年は、30代から60歳以上までの各年代がそれぞれ約2割前後で構成されている。最も少ないのは29才以下の若年層となっている。



【図6－林業就業者の年代別割合及び平均年齢の推移】

(5) 林業就業者の年間平均就業日数の推移 [図7]

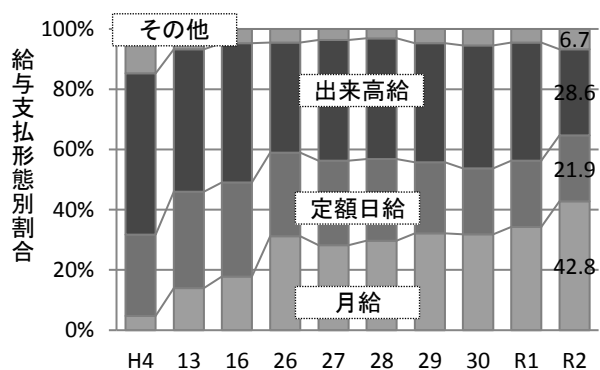
- 林業就業者の年間平均就業日数は、192日と通年雇用化が進んでいる。
- 就業日数の区分別にみると、通年雇用の目安となる年間 210日以上就業する林業就業者の割合は、調査開始時には約3割であったが、近年は約7割まで増加している。



[図7-就業者の年間就業日数割合及び平均就業日数の推移]

(6) 林業就業者の給与支払形態の推移 [図8]

- 月給制の林業就業者は、調査開始時には1割に満たなかったが、その後増加傾向にあり、令和2年度は初めて4割を超えた。
- 定額日給制の就業者と出来高給の林業就業者の割合は月給制の増加傾向に伴い減少しているが、依然として5割以上を占めている。
- 給与支払形態の傾向は、林業が天候に大きく影響を受けることが主な要因と考えられる。



[図8-就業者の給与支払形態割合の推移]

※図8の「出来高給」の区分には月給及び日給との併用を含む